

一般会計等財務書類に係る注記

I 重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ・開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。
また対象とする有形固定資産は総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき取得原価が50万円以上のものを計上しております。
また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

②有価証券等の評価基準及び評価方法

- ・出資金のうち、市場価格があるもの会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。
- ・出資金のうち、市場価格がないもの出資金額をもって貸借対照表価額としております。
ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、
相当の減額を行うこととしております。
なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

③有形固定資産等の減価償却の方法

- ・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）
定額法を採用しております。
- ・無形固定資産
定額法を採用しております。

④引当金の計上基準及び算定方法

- ・徴収不能引当金
債権の不能欠損による損失に備えるため、不能欠損の実績率等により回収不能と見込まれる金額を計上しております。
- ・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当年度負担相当額を計上しております。
- ・退職給付引当金
地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

⑤リース取引の処理方法

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。

⑥資金収支計算書における資金の範囲

- ・地方自治法第235条の4に規定する歳計現金及び歳入歳出外現金を範囲としております。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ・消費税等の会計処理・・・税込み方式によっております。

II 重要な会計方針の変更等

- ①表示方法を変更した場合には、その旨、総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」の表示方法に合わせるため、大幅な表示の変更を行っております。

III 偶発債務

①保証債務及び損失補償債務負担の状況

（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

- | | |
|-------------------|------|
| ・総額 | - 千円 |
| ・確定債務額 | - 千円 |
| ・履行すべき額が確定していないもの | - 千円 |

②その他主要な偶発債務

- | | |
|------------------------------|--------------|
| ・債務負担行為における令和6年度以降支出予定額（①除く） | 4,876,058 千円 |
|------------------------------|--------------|

IV追加情報

①対象範囲（対象とする会計）

・一般会計

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

・該当事項ありません。

③出納整理期間について

・地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられております。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

④各項目の金額を表示単位未満で四捨五入により処理しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

⑤地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

（注意）地方公共団体財政健全化法における各比率算定の対象と基準モデルにおける会計の対象とは範囲が異なります。

⑥実質赤字比率の算定に必要とされる事項

・実質赤字 - 千円
・標準財政規模の額 18,379,614 千円

⑦繰越事業に係る将来の支出予定額

・繰越明許費
2,497,484 千円
- 千円
事故繰越額
136,622 千円

⑧その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

・該当事項ありません。

⑨基準変更による影響額等

・該当事項ありません。

⑩売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

イ．範囲
すべての普通財産
ロ．内訳
土地 46,510 千円

⑭地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

24,576,194 千円

⑮将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

イ．一般会計等に係る地方債の現在高	39,271,663 千円
ロ．債務負担行為に基づく支出予定額	253,392 千円
ハ．一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	16,262,139 千円
ニ．組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額	651,698 千円
ホ．退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	4,249,360 千円
ヘ．設け法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	- 千円
ト．連結実質赤字額	- 千円
チ．組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	- 千円
リ．地方債の償還額等に充当可能な基金	5,809,459 千円
ヌ．地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	4,845,374 千円
ル．地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	33,721,104 千円

⑯純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ・固定資産形成分とは資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しております。
- また、余剰分（不足分）とは消費可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しております。

⑰基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く）	2,297,900 千円
投資活動収支（基金積立、取崩を除く）	△ 3,350,557 千円
基礎的財政収支	△ 1,052,657 千円

⑱資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

業務活動収支	2,162,597 千円
減価償却費	△ 6,336,065 千円
徴収不能引当金の増減額	△ 191 千円
退職手当引当金の増減額	△ 99,392 千円
賞与等引当金の増減額	△ 59,257 千円
資産除売却損益	519 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,868,150 千円
その他の増減額	△ 167,507 千円
本年度差額	△ 2,631,146 千円

⑲一時借入金の借入、一時借入金の限度額

当初限度額	5,500,000 千円
-------	--------------

⑳重要な非資金取引

・賞与等引当金繰入額	414,861 千円
・退職手当引当金繰入額	238,578 千円
・減価償却費	6,336,065 千円
・徴収不能引当金繰入額	116,233 千円
・投資損失引当金繰入額	200,685 千円